茨城大学大学院教育学研究科と茨城県教育研修センターとの連携協力に関する協定書

茨城大学大学院教育学研究科（以下「甲」という。）と茨城県教育研修センター（以下「乙」という。）は，次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は，甲と乙が相互に連携協力することにより，茨城県の高度な教育実践を担う教員を育成することを目的とする。

（連携協力の内容）

第２条　甲と乙は，前条の目的を達成するために，次の掲げる事項について，連携協力するものとする。

(1)　教職員の研修に関すること。

(2)　教育学研究科における研究教育活動に関すること。

(3)　その他甲と乙が必要と認める事項に関すること。

（実施の方法）

第３条　前条に掲げる具体的な連携協力の内容及び方法については，甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第４条　この協定の有効期間は，協定締結の日から平成 30 年３月 31 日までとする。ただし，有効期間満了の日の 30 日前までに，甲又は乙のいずれからも申し入れがないときは，更に２年間更新するものとし，以後もまた同様とする。

（雑則）

第５条　この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関し疑義が生じたときは，甲と乙が協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため，本書２通を作成し，甲・乙記名押印の上，各１通を保有する。

平成 29 年３月 10 日

甲　茨城県水戸市文京２－１－１
茨城大学大学院教育学研究科長　生越達

乙　茨城県笠間市平町 1410
茨城県教育研修センター所長　安藤昌俊